

# 差別の解消にむけた 三つの法律ができたわけ

差別解消三法の概要を紹介します。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」

2016(平成28)年4月1日施行

【法律ができた経緯】障害者基本法の基本的理念に基づき、2006(平成18)年に国連で採択された障害者権利条約の趣旨を踏まえ、2011(平成23)年の改正基本法第4条において、基本原則として「差別の禁止」が規定され、この基本原則を具体化する法律として障害者差別解消法が施行されました。

【法律の目的】障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながらともに生きる社会をつくることをめざしています。

【不当な差別的取扱いの禁止とは】国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

【合理的配慮の提供とは】国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリア(障壁)を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することです。

## 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律「ヘイトスピーチ解消法」

2016(平成28)年6月3日施行

【法律ができた経緯】近年、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会問題化してきました。こうした人種等を理由とした差別の根絶に向けては、人種差別撤廃条約等に基づく国際的な取組が続けられており、国内においても差別的言動の解消を目的としてヘイトスピーチ解消法が施行されました。

【法律の目的】特定の民族や国籍の人を排斥する差別的言動は許されないことを宣言するとともに、さらなる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進することをめざしています。

## 部落差別の解消の推進に関する法律「部落差別解消推進法」

2016(平成28)年12月16日施行

【法律ができた経緯】これまでの同和問題の解決へ向けた様々な取組の経過や、今なお存在する差別意識、インターネット上の差別の問題など情報化の進展に伴う部落差別に関する状況の変化等を踏まえて制定されました。

【法律の目的】部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、ならびに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育および啓発について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することをめざしています。